

2017年春闘・JMITU統一要求書

(1) 労働組合の奮闘と中小企業経営者の努力もあり「ベースアップ」がここ数年、前進しましたが、賃上げ額は、消費税増税や食料品などの値上げに追いつかず、また、労働組合のない中小企業や非正規雇用労働者には波及せず、貧困と格差はいつそう拡大しています。「毎月勤労統計」では、実質賃金は4年連続減少し、このままでは、景気の回復は不可能です。

(2) その他の経済統計を見ても、昨年11月の「家計調査」では、前年同月と比較して消費支出は1.5%減少し、9ヶ月連続の下落で消費の落ち込みは深刻です。こうしたデフレの悪循環から抜け出せていない経済状況のもとでの17春闘は、これまで以上に、すべての職場、すべての労働者への大幅な賃金引き上げで、日本経済をたて直すことが強く求められています。

(3) JMITUは、17春闘も「すべての仲間の賃上げ」に取り組みます。年齢や評価にかかわらず、すべての仲間の賃上げを実現することは労働者の切実な要求です。また、定年後継続雇用者、派遣・臨時・パートなど、すべての労働者が家計を支える大切な担い手であり、仕事のうえでも重要な責任と役割を負っています。非正規雇用労働者を含めたすべての仲間の賃上げは労働者の生活の安定をつくりだし、労働者のやる気と職場の活力を生み出し、企業にとってもプラスになります。

(4) 青年の採用、初任給の引き上げは、企業にとっても、技術・技能の継承、職場の活性化など企業の将来展望をつくるうえで大きな力となります。こうした立場から、初任給の大幅な引き上げを求めます。

(5) 派遣労働者は直接雇用関係はないものの、派遣先の指揮命令のもとではたらいており、その賃金は派遣先と派遣元の契約によって大枠が決まります。派遣先が労働者の賃金に反映させることを前提に派遣契約料金を引き上げることはその気になれば可能です。労働組合の要求にもとづいて、派遣会社をつうじて派遣労働者に賃上げや一時金支給を実現させるという経験も生まれています。

(6) 世界的に最低賃金制度の重要性が認識され、最低賃金を大幅に引き上げる動きが各国でひろがっています。日本においても、労働者・労働組合の要求と運動が強まっています。地域最賃引き上げとあわせて、企業内最低賃金協定の締結と最低賃金の引き上げを求めます。

(7) 青年、子育て世代、中高年とそれぞれの世代にふさわしい賃金を保障することは、青年が将来にわたって安心して働けるという希望と意欲をつくりだします。こうした趣旨から、年齢別最低賃金保障を求めます。

(8) 「均等待遇」は、時代の大きな流れです。また、「女性がいきいきとはたらける職場を」という世論がひろがっています。労働基準法は、男女同一賃金の原則を定めています。また、労働契約法では有期雇用労働者の不合理な労働条件・処遇の差別を禁止しています。これらの規定の趣旨にもとづき性別による差別や非正規雇用労働者の賃金と労働条件・処遇の差別をただちに是正することが求められます。

(9) 以上の立場から下記の項目に誠意をもって回答していただくよう要求します。また、統一要求書に関連した各支部の具体的な要求にも誠意をもって対応していただくよう申し添えます。

記

1、企業内最低賃金

(1) アルバイト・パート、派遣・請負などを含め、企業内ではたらくすべての労働者を範囲とする

「企業内最低賃金協定」を締結すること。

(2) 企業内最低賃金を月額185,000円以上、時間額1,200円以上とすること。

2、初任給

高卒初任給を190,000円以上、大卒初任給を220,000円以上とすること。

3、年齢別最低保障賃金

年齢別最低保障賃金を下記のとおりとすること。

25歳	240,000円以上
35歳	350,000円以上
45歳	400,000円以上
55歳	430,000円以上
定年後継続雇用者	310,000円以上

4、女性の賃金差別是正、非正規雇用労働者の均等待遇の実現

(1) 支部の具体的要求にもとづき、女性の賃金差別を是正すること。

(2) 支部の具体的要求にもとづき、雇用形態にかかわらず労働時間以外は正社員と同じ賃金・処遇にすること。

以上